



平成 22 年 5 月 28 日

各 位

上場会社名 日本無線株式会社
代 表 者 代表取締役社長 諏訪 頼久
(コード番号 6751 東証第 1 部)
問合せ先責任者 執行役員 管理本部長
中村 哲
(TEL 0422-45-9774)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営環境の変化に対応した機動的な配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨を規定する変更案定款第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）及び同 40 条（剰余金の配当の基準日）第 2 項以下を新設、変更し、現行定款第 40 条（中間配当）を削除し、その他所要の修正をするものであります。
- (2) その他、定款条文全般に亘り項数及び号数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日

以 上

(別 紙)

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的) (記載省略)	第2条 (目的) (現行どおり)
<u>1.</u> ~ <u>10.</u> (記載省略)	<u>(1)</u> ~ <u>(10)</u> (現行どおり)
第10条 (株主名簿管理人) (記載省略)	第10条 (株主名簿管理人) (現行どおり)
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。	<u>2</u> (現行どおり)
当会社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	<u>3</u> (現行どおり)
第12条 (総会の招集) (記載省略)	第12条 (総会の招集) (現行どおり)
臨時株主総会は必要ある場合、取締役会の決議により随時招集する。	<u>2</u> (現行どおり)
第16条 (決議の方法) (記載省略)	第16条 (決議の方法) (現行どおり)
株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は一名とし、当会社の議決権を有する株主でなければならない。	<u>2</u> (現行どおり)
<u>②</u> 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	<u>3</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役の選任） （記載省略）</p>	<p>第19条（取締役の選任） （現行どおり）</p>
<p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2 （現行どおり）</p>
<p>第20条（取締役の任期） （記載省略）</p>	<p>第20条（取締役の任期） （現行どおり）</p>
<p><u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第25条（代表取締役） （記載省略）</p>	<p>第25条（代表取締役および役付取締役） （現行どおり）</p>
<p>取締役会は、その決議で取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>2 （現行どおり）</p>
<p>第29条（取締役の責任免除等） （記載省略）</p>	<p>第29条（取締役の責任免除等） （現行どおり）</p>
<p><u>（2）</u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>2 （現行どおり）</p>
<p>第30条（監査役の員数等） （記載省略）</p>	<p>第30条（監査役の員数等） （現行どおり）</p>
<p>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>2 （現行どおり）</p>
<p>第32条（監査役の任期） （記載省略）</p>	<p>第32条（監査役の任期） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第37条 (監査役の責任免除等) (記載省略)</p>	<p>第37条 (監査役の責任免除等) (現行どおり)</p>
<p><u>(2)</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第39条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>第39条 (剰余金の配当の基準日) (記載省略)</p>	<p>第40条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>3 <u>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>第40条 (中間配当)</u> 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第41条 (配当金の除斥期間) (記載省略)</p>	<p>第41条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>
<p>②前項の配当金には、利息を付けないものとする。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>